

西三河都市計画事業  
安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業

保留地の所有権移転登記等について  
(ご案内)

令和7年1月

安 城 市

## もくじ

1	所有権移転登記について	3 ページ
2	ご提出いただく書類について	4 ページ
3	登録免許税について	4 ・ 5 ・ 6 ページ
4	住民票の写し等について	7 ページ
5	書類の提出方法について	7 ページ
6	登記識別情報通知（権利証）等について	7 ・ 8 ページ
7	今後のスケジュールについて	9 ページ

## 1 所有権移転登記について

皆様のご理解ご協力により、安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業は、令和7年1月10日（金）に換地処分の公告（事業の完了）を行う運びとなりました。

これに伴い、これまで安城市の台帳で管理しておりました保留地につきまして、保留地売買契約書に基づき、安城市が所有権移転登記を行いますので、本書（ご案内）をお読みいただいた上、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、次の点にご留意ください。

- 所有権移転登記により、法務局の登記簿に登記権利者（保留地契約者等）の所有権が登記されます。
- 所有権移転登記の手続きにあたり、後述のとおり、書類の提出と登録免許税の納付が必要となりますのでご確認ください。
- 登録免許税の納付をいただくのは、令和7年4月頃、書類の提出をいただくのは令和7年5月頃を予定しています。お手数料をおかけしますが、円滑な事務処理にご協力いただきますようお願いいたします。なお、詳細な時期等につきましては、登録免許税の領収済通知書（納付書）送付時にお知らせします。
- 所有権移転登記の完了は、提出いただく書類等の受付後、1～2か月程度を予定しています。ただし、法務局の事務の状況により、完了時期が前後する場合がありますので、ご了承ください。

## 2 ご提出いただく書類について

安城市へご提出いただく書類は次のとおりです。

ご提出いただく書類	部数	備考
登録免許税の領収済通知書（納付書）の領収証書 <b>原本</b>	1部	控えが必要な場合は、ご自身でコピーの上保管してください。
（個人）住民票の写し（マイナンバー記載なし） （法人）法人の登記事項証明書	1部	共有者がいる場合は、全員分ご提出ください。

## 3 登録免許税について

### ① 登録免許税の計算方法

- 固定資産税評価額（※1）×1.5%＝登録免許税（※2）

※1 千円未満切捨て後の金額（課税標準額）で計算します。

※2 百円未満切捨て後の金額が納付税額となります。

- 固定資産税評価額の確認方法

令和7年4月上旬に資産税課から発送予定の「固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書」の「評価額（円）⑨」をご確認ください。

資産	資産の所在地（）内は家屋番号					評価額（円）	住宅用地・軽減	軽減税相当額（円）
	土地	家屋	土地	家屋	建築年/ 階層（地上・地下）	固定資産税 課税標準額（円）	前年度固定資産税 課税標準額（円）	固定資産税相当額（円）
	登記地目	種類	登記地積	1階 課税床面積		都市計画税 課税標準額（円）	前年度都市計画税 課税標準額（円）	都市計画税相当額（円）
	課税地目	構造/屋根構造	課税地積	1階以外 課税床面積	敷地権割合・持分割合			
	②					⑨	⑫	⑮
①	③		⑤		⑦	⑩	⑬	⑯
	④		⑥		⑧	⑪	⑭	⑰

- 「課税明細書」では、保留地の地積に小数点以下の記載がありませんが、登録免許税の計算上、小数点以下も考慮されますので、ご注意ください。

## ② 計算例

(固定資産税評価額) (1,000円未満切捨て)

22,954,932円 ⇒ 22,954,000

(課税標準額) (税率)

22,954,000 × 15/1,000 = 344,310

(登録免許税額・100円未満切捨て)

⇒ 344,300円

## ③ 領収済通知書(納付書)

The image shows a detailed tax receipt form. Key fields include:
 

- 納付書 (納付書):** Tax amount: 344,300 yen.
- 納付者 (納付者):** 安城 太郎 (Anagi Taro).
- 住所 (所在地):** 安城市桜井町桜西 (Anagi City Sakurai-chō Sakurayama).
- 電話番号 (電話番号):** A red box highlights this field, indicating where to enter the phone number.
- 合計額 (合計額):** 344,300 yen.

- 領収済通知書(納付書)は令和7年4月頃に送付します。
- 領収済通知書(納付書)の赤枠部分に電話番号をご記入の上納付してください。なお、納入期限等詳細につきましては、送付時にお知らせします。
- 納入場所については、次ページの一覧のほか、日本銀行のホームページでご確認ください。
- 登録免許税納付後の領収済通知書(納付書) 原本は安城市にご提出いただきます。控えが必要な場合は、ご自身でコピーの上保管してください。

(参考) 安城市内の納入場所一覧 (日本銀行代理店等) 順不同

金融機関名	店舗名称	住所
三菱UFJ銀行	安城支店	安城市御幸本町6番1号
大垣共立銀行	安城支店	安城市御幸本町7番23号
三十三銀行	安城支店	安城市花ノ木町15番9号
愛知銀行	安城支店	安城市大東町13番8号
名古屋銀行	安城支店	安城市花ノ木町5番16号
岡崎信用金庫	安城支店	安城市御幸本町11番29号
岡崎信用金庫	南安城支店	安城市安城町天草108番地1
豊田信用金庫	三河安城支店	安城市三河安城東町1丁目6番地1
碧海信用金庫	本店	安城市御幸本町15番1号
碧海信用金庫	本店営業部安城市役所出張所	安城市桜町18番23号
碧海信用金庫	桜井支店	安城市桜井町西町下32番地1
西尾信用金庫	桜井支店	安城市桜井町茶屋坊16番地14
愛知県中央信用組合	安城支店	安城市緑町2丁目19番地3
ゆうちょ銀行	名古屋支店安城出張所	安城市桜町16番3号
ゆうちょ銀行	桜井郵便局	安城市小川町金政3番地

(2024年5月末現在)

このほかの納入場所については、日本銀行のホームページでご確認ください。

## 4 住民票の写し等について

- 新住所であれば、取得期限はありません。
- マイナンバーの記載が無いものをご提出ください。マイナンバーの記載があるものや、マイナンバーを黒塗り等でマスキングしたものは受理できません。
- 共有者がいる場合は、全員分ご提出ください。なお、住民票の写し1通に共有者全員が記載されている場合は、1通の提出で構いません。
- 法人の場合は、法人の登記事項証明書を提出してください。

## 5 書類の提出方法について

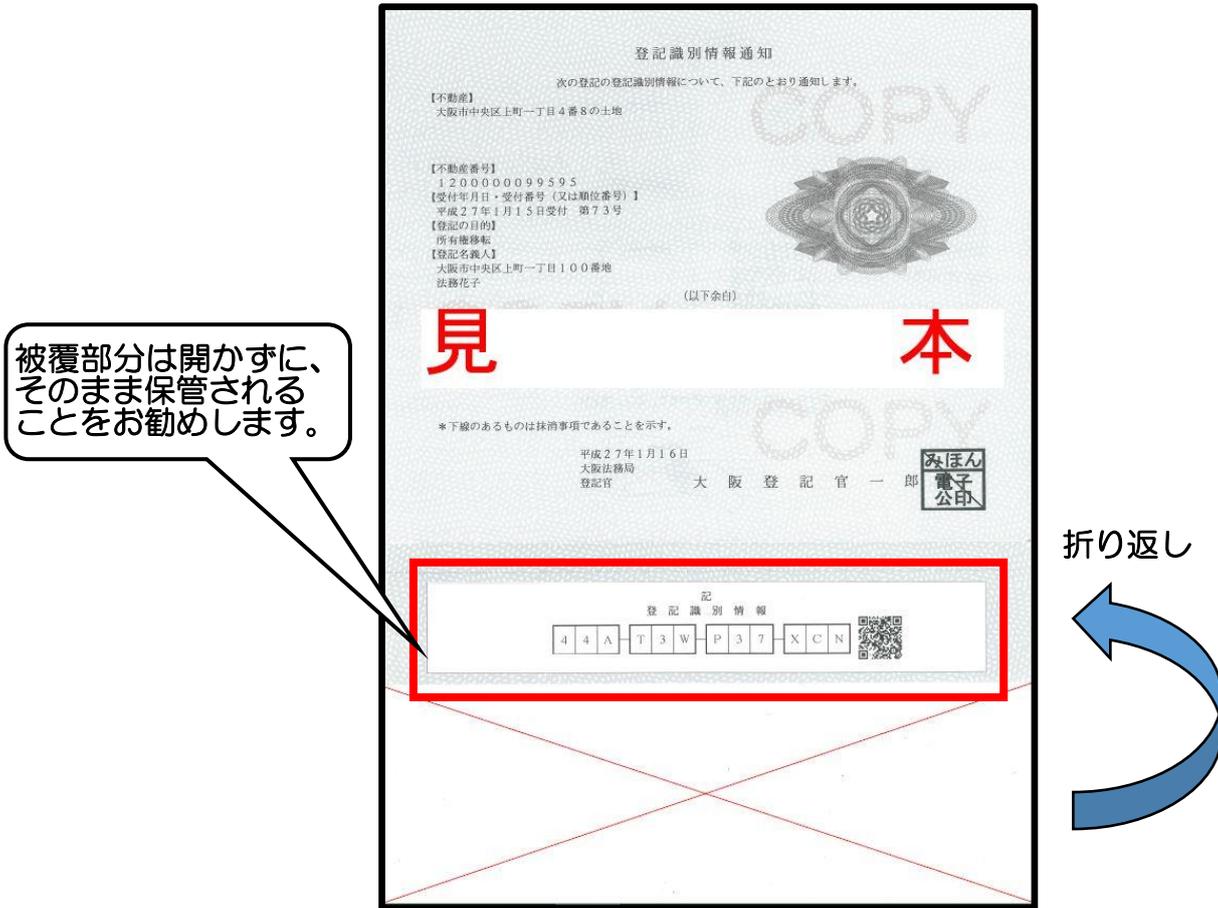
令和7年5月頃にご提出いただく書類の提出日を設定しますので、大変お手数をおかけしますが、直接ご持参いただきますようお願いいたします。なお、提出場所等の詳細につきましては、登録免許税の領収済通知書（納付書）送付時にお知らせします。

## 6 登記識別情報通知（権利証）等について

### ① 登記識別情報通知（権利証）について

- 所有権移転登記の完了後、登記権利者の方へ配達証明で「登記識別情報通知（権利証）」を送付しますので、大切に保管してください。なお、所有権移転登記の完了は、書類等の受付後、1～2か月程度かかることを予定していますが、法務局の事務の状況により、完了時期が前後する場合がありますので、ご了承ください。
- 登記識別情報通知の下部（被覆された部分）には、不動産の売買や担保の設定の際、登記義務者として登記を申請する際に必要となる「登記識別情報（英数字12桁の暗証番号）」が記載されています。なお、被覆部分は開かず、そのまま保管されることをお勧めします。

● 登記識別情報通知（権利証）



② 金融機関等から借入をされている方について

- 所有権移転登記後、速やかに、抵当権設定登記を行う必要があります。
- 抵当権設定登記には、別途、書類の提出や費用負担が発生します。詳細につきましては、ご自身が借入をされた金融機関等にお問い合わせください。
- 金融機関等に「登記識別情報通知の代理受領委任状」やこれに類する書類を提出されている方につきましては、登記識別情報通知（権利証）を安城市から金融機関等へ直接送付しますので、ご承知おきください。

## 7 今後のスケジュールについて

年	月	項目	内容
令和7年	1月10日(金)	換地処分の公告	愛知県公報に掲載されます。
	1月11日(土)	新住所へ切り替え	<b>地番・住所</b> が変更されます。
	1月24日(金) 25日(土)	保留地登記説明会	本事業地区内に保留地をお持ちの方に対し、保留地の所有権移転登記(保留地登記)に必要な手続きをお知らせするため、説明会を開催します。
	4月頃	領収済通知書(納付書)送付	登録免許税納付用の領収済通知書(納付書)を送付します。
	5月頃	書類提出	所有権移転登記の手続きに必要な書類をご提出いただきます。
	5月以降	所有権移転登記	所有権移転登記の手続きに必要な書類をご提出いただいた保留地について安城市が登記申請を行います。 (1~2か月程度)
	6~7月以降	登記識別情報通知の交付	保留地購入者または金融機関へ交付します。



## お問い合わせ先

安城市役所

都市整備部区画整理課

TEL：(0566) 76-1111 (代表)

(0566) 71-2261 (直通) ※令和7年3月末まで

FAX：(0566) 76-0066 (直通)

メール：kukaku2@city.anjo.lg.jp

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

お問い合わせ時間：午前8：30～午後5：15（土・日・祝日を除く）